



夫、失業中は国民年金に加入すべきか

**Q** 夫は厚生年金を十二年かけて失業中です。国民年金に加入しなければいけませんか。

**A** 厚生年金の老齢年金を給できる期間、夫が厚生年金に加入しているなら、失業中に国民年金に加入するしなは自由(任意)となります。それは、厚生年金から老後の保障があるからです。しかし、厚生年金の十二年では老齢年金の受給資格期間に不足します。不足するときは、夫だけでなく、妻も国民年金に強制加入する人となります。あなたがたご夫婦はそろって国民年金に加入していただくこととなります。手続きは早目に最寄りの出張所又は市役所国民年金係に年金手帳、社会保険脱退証明書(事業所でくれます)を持参のうえお願いいたします。

ご存知ですか!

国民年金  
八つの保障

国民年金制度は国民と国の信頼の原則で結ばれています。表のとおり国民が決められた保険料を納付することにより、国は給付約束をしてくれるのです。  
また、国民年金は皆さんが納付する保険料を給付の財源とし、事務費と皆さんに支払われる年金の給付時の三分の一は国庫負担です。

そのほかに四十八年改正で物価スライドがとり入れられ将来に向けての年金額の実質的価値を保障するようになりました。このことは公的年金制度の特徴です。  
あなた自身の年金です。あなたが正確に手続きをし、一人ひとりが老後に備えて今のうちにしっかり保険料を積立っておきましょう。

### 老齢年金

25年以上、加入した人が65歳になったとき1,680円×(保険料納付月数÷保険料免除月数×1/3)×1.122

### 通算老齢年金

職業をかえた人が65歳になったとき年金額は老齢年金の算式と同じ

### 母子年金

妻が夫を亡くし18歳未満の子と一緒に生活しているとき

年金額 562,800円  
2人目の子は60,000円  
3人目の子から1人につき24,000円加算。夫の死亡で、他の公的年金制度から遺族年金がうけられない人には180,000円の母子加算が行なわれます。  
最近の1年以上保険料を支払っている妻に支給

### 障害年金

病気やケガをして身体障害者になったとき

年金額 1級障害703,500円  
2級障害562,800円  
最近の1年(厚生年金や共済組合などに加入した期間も通算します)以上保険料を支払っている人



### 準母子年金

女の人が夫や父、息子を亡くし18歳未満の孫や弟、妹と生活しているとき

年金額や準母子加算額等は母子年金に準ずる  
最近の1年以上保険料を支払っている女性に支給



### 遺児年金

父や母が亡くなり18歳未満の子だけが残されたとき

年金額 562,800円  
2人目の子は60,000円  
3人目の子から1人につき24,000円加算  
父や母が最近の1年(厚生年金や共済組合などに加入した期間も通算します)以上保険料を支払っているとき

### 寡婦年金

夫(婚姻期間が10年以上)が亡くなったとき

夫の老齢年金の半額  
亡くなった夫が老齢年金をうけられる条件を満たしているとき60歳から65歳になるまでのあいだ妻に支給



### 死亡一時金

保険料を納めていた人が亡くなったとき

23,000円~52,000円  
付加保険料を3年以上納めているときは、さらに8,500円を加算  
亡くなった人が3年以上保険料を支払っているときその遺族に支給

